

労働基準監督官が監督指導の結果、指摘した問題点と改善の取組状況

概要	<p>トラック運送業 (宅配便の下請として運送業を営む。 長距離の運行先は、関東、九州方面がある。)</p>
問題点	<p>勤務と次の勤務の間に、継続 8 時間以上の休息期間が与えられていなかった。 ・ ・ ・ 改善基準告示違反 [休息期間] 始業から終業までの時間 (拘束時間) が 16 時間を超えていた。 ・ ・ ・ 改善基準告示違反 [1 日の拘束時間] 連続した運転時間が 4 時間を超えていた。 ・ ・ ・ 改善基準告示違反 [連続運転時間] 1 年又は 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に健康診断が行われていなかった。(定期健康診断は 1 年に 1 回、深夜業等の業務に従事する場合には 6 か月に 1 回健康診断を実施しなければならない。) ・ ・ ・ 労働安全衛生法第 66 条 [健康診断]</p>
改善の取組み	<p>関東方面の運行業務を見直し、徳島の運転手が行っていた荷の積み下ろし業務を東京支店の労働者に行かせたことにより、拘束時間を短縮することができた。 また、労働時間を厳密に管理するよう徹底し、8 時間以上の休息期間を確実に確保させることにより、1 日の拘束時間を守ることができた。 運行管理者が運行日毎の連続運転時間を確実に把握し、チェックする体制へと変更させたことにより、連続運転の防止を徹底することができた。 事業主が労働安全衛生法を十分理解したことにより、労働者全員が定期健康診断を受診することができた。</p>

チェックポイント



チェック
1

次の勤務の前までに、十分な睡眠時間が確保できるように、健康に配慮した 無理のない運行計画 を立てましょう！



チェック
2

運転時間だけでなく、荷の積み降ろしの時間も労働時間としてカウントしましょう！



チェック
3

健康診断は毎年 1 回 (深夜業従事者は半年に 1 回)、確実に実施しましょう！